

第4章 保存管理計画

第1節 共通事項

1 保存方針の設定と部分・部位の区分

(1) 保存方針

千葉家住宅は、平成28年度から保存修理工事を行っており、令和元年度には主屋の現状変更の許可を受けて、屋敷構えが整った昭和戦前頃の姿に復旧整備することとした。よって保存修理工事を経た現状が千葉家住宅の価値を最も良く表すものとして、これを保存する。そのため、指定されている建物について、古材のほか、復原に際して新たに用いられた部材についても、全てが千葉家住宅の建築的特徴を示すものであることから、これら全てを保存すべき対象とし、現状を適切に維持管理する。指定された全ての建物の外観を公開し、主屋、土蔵、大工小屋、ハセ小屋については可能な限り内部も一般公開する。

保存に要する経費については、あらかじめ資金計画を立て、適切に修理及び修繕が行われるよう準備する。

(2) 部分の区分

各文化財建造物の屋根、外装、各部屋を単位として、保存すべき価値に応じて3つに区分し、保存方針を設定する。部分の設定は、指定書に記載された建築物全てについて行う。

① 保存部分

文化財としての価値を特に有し、厳密な保存が必要な部分。

② 保全部分

維持及び保全することが必要な部分。

③ その他部分

活用または安全性向上のために改修等を行う部分。

(3) 部位の区分

各部分の一連の部材を単位として、保存すべき価値に応じ5つの基準に区分して、保存の方針を設定する。部位の設定については、保存修理工事が終了した、土蔵、石蔵のみ行い、その他については改定の際に行う。

① 基準1

材料自体を保存する部位。

② 基準2

材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存する部位。

③ 基準3

主たる形状及び色彩を保存する部位。

④ 基準4

意匠上の配慮を必要とする部位。

⑤ 基準5

所有者等の自由裁量に委ねられる部位。

2 管理の体制

遠野市重要文化財千葉家住宅条例（平成25年6月26日 条例第17号）に基づいて、公有の公開施設として重要文化財千葉家住宅を設置し、条例第3条に基づき、遠野市長が管理者と定められている。担当部局は以下のとおりである。

担当部局：遠野市遠野市民センター文化課

電話番号：0198-62-2340

現在は、保存修理工事及び防災施設整備工事中であり、計画範囲の主要な部分は工事区域となっているため、日常の管理については遠野市の監督のもと、施工業者によって行われている。

工事前の公開時は2名もしくは3名が常駐し管理していたことから、公開再開後についても公開時間中（主に日中）は2名以上が常駐する管理体制とする。なお、夜間は無人となるため、防災防犯用の通報装置を設置して警戒する。

3 管理方法に関すること

管理人は、以下に示す計画に基づいて点検箇所のリストを作成し、それぞれの担当者を決めて日常的に点検を行い、責任を持って管理する。管理方法や点検のポイントについては、遠野市の文化財担当者等から事前に講習を受ける。

修理を実施する場合には、実施する30日前までに所有者である市が県を通じて文化庁に修理届を提出する。災害等により文化財が損傷を受けた場合は、管理人は速やかに遠野市に連絡し、遠野市は事実を知った時から10日以内にき損届を提出する。あわせて応急処置を行い被害の拡大を防止する。実施する応急的な処置についてはき損届に記載し、修理届の提出を要さない。

第2節 主屋

1 保存対象範囲と保存の方針

(1) 部分の設定と保存の方針

主屋の部分として、以下のとおり設定する。これら全てを保存部分とする。

- ① 構造部
- ② ジョウイ
- ③ チャノマ
- ④ ナカマ
- ⑤ ナンド
- ⑥ ウラザシキ
- ⑦ イリザシキ
- ⑧ オクザシキ
- ⑨ ダイドコロ
- ⑩ ハシリ
- ⑪ 二階東部屋
- ⑫ 二階中部屋
- ⑬ 二階西部屋
- ⑭ 使用人部屋
- ⑮ マヤ1

- ⑩ マヤ2
- ⑪ マヤ3
- ⑫ マヤ4
- ⑬ マヤ2階
- ⑭ ウチニワ
- ⑮ ホラジタ
- ⑯ ホラマエ
- ⑰ ロウカ
- ⑱ 外部
- ⑲ 屋根

(2) 部位の設定と保存の方針

現在保存修理工事中で半解体の状態にあり、部位の設定とその保存の方針については、計画改定時に記載する。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開再開後に、管理人は以下のことに留意して、建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。

- ・ 床板や畳、土間等の床の上は、物を引きずらないようする。
- ・ 引戸等の開閉は丁寧に行い、敷居や鴨居の清掃に努める。
- ・ 特にウチニワの大戸は、戸車に埃がたまらないように、溝の清掃を行う。
- ・ 建物内部に不必要なものを放置しない。特にナンド、マヤ2階など非公開エリアに収納するものは管理上必要なものに限る。
- ・ 囲炉裏で使用した、木炭、薪等は、火種が残らないよう使用毎に除去する。使用中は近くに消壺、消火用水を常備する。
- ・ 馬釜及び竈内部にたまった灰は、使用後にかき出し、残り火の無いことを確認する。内部は常に乾燥させ、清潔に保つ。
- ・ 縁下には物を入れず、また置かないようにする。
- ・ 建物周りの樹木、雑草などの手入れに努める。
- ・ 側溝は滞水しないよう、内部にたまった土砂や落葉を定期的に清掃する。

② 日照・通風

公開再開後に、管理人は以下のことに留意して、湿気対策のため開口部の開閉、畳の管理を行う。

- ・ 正面及び背面の雨戸は毎日開閉する必要があるため、敷居溝及び建具框下端の磨滅が激しいことが予想されるため、滑らかに動くように、敷面に小まめに蠟を塗る。
- ・ 内部の襖などの間仕切建具は基本的には常に開放とし、見学者が開閉しないようにする。
- ・ 明障子は冬季を除き、基本的には常に開放とする。
- ・ 開口部の開閉は、採光、換気、通風に必要な建具に限り、不必要に開閉しない。
- ・ 天候によっては建具を開放しない。
- ・ 畳部屋（オクザシキ、イリザシキ、ウラザシキ、ナカマ、二階東部屋）の畳は、年に一度は畳上げをして、裏面の掃除、通気乾燥をして清潔に保つ。

③ 虫害と腐朽の防止

公開再開後は、管理人により点検を行い、特に木材の虫害の兆候などに留意する。茅葺屋根は、年に一度以上定期的に、屋根面に窪み、押針の露出、植物やコケの繁茂などに留意して点検を行う。

④ 風水雪害

公開再開後は、管理人により点検を行い、雨漏りや内部への雪の吹き込み、強風や台風による屋根茅のめくれなど、き損の早期発見に努める。

- ・ 冬期間は風向きにより、馬屋入母屋の破風から雪が吹き込み、マヤ2階に積もることがあるので、その危険がある場合は破風を養生材により一時的に塞いで防止する。
- ・ 主屋背面屋根からの落雪の堆積による土壁の劣化を防ぐため、積雪が土壁に触れないように養生を施す。雪解け時の排水機能を維持するため、必要に応じて除雪作業を行う。
- ・ 冬季は積雪により外壁の土壁が傷まないよう、積雪が土壁に触れないよう除雪時に注意を払う。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

公開再開後に、管理人は開口部の施錠等を行い管理する。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

土壁の表面的な亀裂、剥離、崩落箇所などの維持補修。

② 床及び畳

床板のヒビの軽微な補修。畳の表替え、取替。

③ 土間

土間及び雨落面の、ヒビ割れ、表面肌別れした箇所の部分的な維持補修。塩化マグネシウムまたはニガリを含んだ水を散布して土を柔らかくした後、鋤などで抑え更に玄能で叩きしめる。

④ 屋根

鳥害などにより抜け落ちた茅葺屋根の部分的な差し茅。

⑤ 建具

障子紙の貼り替え。破れ、剥がれなどは発見次第速やかに行う。障子棧の軽微な折損の補修。破損が広がる前に木工用ボンド等で行う。開閉に不具合がある場合の簡易な調整。

⑥ 馬釜、竈

表面的なヒビ割れ、剥離した箇所の補修。

⑦ 構造補強材

暗色塗装している鉄骨補強材の塗り直し。年に一度程度定期的に目視点検し、発見した場合に行う。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で根本的な保存修理工事を実施している。第2章に掲げた保存管理上の課題についてはこの根本修理により解決される見込みであり、この修理後は当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

屋根茅葺については、定期的な補修及び葺替工事が必要になると想定される。茅の耐久性は周辺環境や馬釜、竈、囲炉裏の煙による燻しの有無、毎日の換気などにより大きく変化するため、点検の上必要な措置を講じる。これらの差し茅、屋根葺き替え工事については、国庫補助事業による修理計画を立案するが、緊急対応についてはその限りではない。今回の根本修理において、令和4年度に屋根葺工事が実施される予定であり、5年～10年を目安に差し茅を実施し、20年～30年に全面葺き替え工事が必要となる。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。茅葺屋根工事にあたっては、対応の迅速性や工事後のメンテナンス及び地域における技術継承の観点から、可能な限り市内の材料と職人を活用する。

第3節 土蔵

1 保存対象範囲と保存の方針

(1) 部分の設定と保存の方針

土蔵の部分として、以下のとおり設定する。これら全てを保存部分とする。

- ① 構造部
- ② 三階蔵1階内部
- ③ 三階蔵2階内部
- ④ 三階蔵3階内部
- ⑤ 二階蔵1階内部
- ⑥ 二階蔵2階内部
- ⑦ 外部
- ⑧ 屋根
- ⑨ 雪囲

(2) 部位の設定と保存の方針

- ① 構造部
 - 軸部（柱・梁等）－基準1
 - 小屋組－基準1
- ② 三階蔵1階内部
 - 床面（板床）－基準1
 - 壁面（漆喰塗）－基準1
 - 壁面（板）－基準1
 - 開口部枠－基準1
 - 開口部建具（裏白戸）－基準1
 - 開口部建具（板戸）－基準1
 - 開口部建具（網戸）－基準1
 - 階段－基準1
 - 壁補強材－基準4
 - 補強鉄筋－基準4
- ③ 三階蔵2階内部
 - 床面（板床）－基準1

壁面（漆喰塗）－基準 1
壁面（板）－基準 1
開口部枠－基準 1
開口部窓格子（金物）－基準 1
開口部建具（土戸）－基準 1
開口部建具（障子戸）－基準 1
階段－基準 1
壁補強材－基準 4
床補強材－基準 4
補強鉄筋－基準 4
後付柵－基準 4

④ 三階蔵 3 階内部

床面（板床）－基準 1
壁面（漆喰塗）－基準 1
開口部枠－基準 1
開口部窓格子（金物）－基準 1
開口部建具（土戸）－基準 1
開口部建具（ガラス戸）－基準 1
壁補強材－基準 4
床補強材－基準 4
補強鉄筋－基準 4

⑤ 二階蔵 1 階内部

床面（板床）－基準 1
壁面（漆喰塗）－基準 1
開口部建具枠－基準 1
開口部建具（裏白戸）－基準 1
開口部建具（板戸）－基準 1
開口部建具（網戸）－基準 1
階段－基準 1
キッツ－基準 1
壁補強材－基準 4
補強鉄筋－基準 4
後付柵－基準 4

⑥ 二階蔵 2 階内部

床面（板床）－基準 1
壁面（漆喰塗）－基準 1
開口部枠－基準 1
開口部窓格子（金物）－基準 1
開口部建具（土戸）－基準 1
開口部建具（障子戸）－基準 1

- キッツー基準 1
- 壁補強材ー基準 4
- 床補強材ー基準 4
- 補強鉄筋ー基準 4

⑦ 外部

- 土台（石）ー基準 1
- 壁面（土壁）ー基準 2
- 壁面（海鼠壁）ー基準 2
- 開口部建具（土扉）ー基準 1
- 土扉養生枠ー基準 2
- 出入口踏石ー基準 1

⑧ 屋根

- 屋根葺き材（瓦）ー基準 2
- 旧屋根葺き材（栗板）ー基準 1
- 庇（鋼板）ー基準 2

⑨ 雪囲

- 軸部（柱、胴差、貫、土台）ー基準 1
- 壁面（板）ー基準 2
- 格子ー基準 2
- 霧除（板）ー基準 2
- 上げ下げ窓（板）ー基準 2

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開前は、必要に応じて職員により清掃を行う。公開再開後に、管理人は以下のことに留意して建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。

- ・ 戸車に埃が詰まらないように、板溝は常に清潔に保つ。
- ・ 非公開部分の2階、3階についても、換気、清掃を行い、不必要なものは置かない。
- ・ 網戸となっている2階、3階の開口部周りに埃が吹き込むため、小まめに清掃する。
- ・ 建物周りの樹木、雑草などの手入れに努める。
- ・ 側溝は滞水しないよう、内部にたまった土砂や落葉を定期的に清掃する。

② 日照・通風

公開前は、職員により必要がある時のみ開口部の開閉を行う。公開再開後に、管理人は以下のことに留意して、湿気対策のため開口部の開閉を行う。

- ・ 2階、3階の開口部の土戸は常時開放とする。
- ・ 通常の公開時は、各階建具は日中常時開放とし、内部の通気・換気を行う。

③ 虫害と腐朽の防止

公開前は、職員により清掃時に点検を行う。公開再開後には、以下のことに留意して管理人はこれらの点検を行う。

- ・ 修理前には二階蔵の床組等で蟻害が確認されたことから、特に木材の虫害の兆候に注意を払う。
- ・ 床及び壁に使用している構造補強材の構造用合板についても、腐朽の有無を目視点検する。

④ 風水雪害

公開前は、施工業者の協力を得ながら職員により点検を行う。公開再開後には、以下のことに留意して管理人は点検を行う。

- ・ 開口部からの雨、雪の吹き込み、強風や、積雪・落雪による庇の破損など、き損の早期発見に努める。
- ・ 大雨時には、土台の通気口から床下へ表面水の流入が無いかに注意を払う。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

公開前は工事区域内にあり、関係者以外が敷地内に入ることが無いため、土戸の開閉のみ行い施錠しないが、公開再開後に、管理人は以下の点に留意して施錠管理する。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

- ・ 公開までに板戸の蝦錠に代わる装置を取り付ける予定であるため、戸締りはその装置が付いた戸でのみ行う。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

土壁の表面的な亀裂、剥離、崩落箇所などの維持補修。雪囲の板壁の破損腐朽に伴う部分的な補修。

② 床

床板のヒビの軽微な補修。

③ 屋根

庇葺材（鋼板）の軽微な破損、瓦のズレが生じた場合の修正。

④ 建具

開閉に不具合がある場合の簡易な調整。雪囲の吊戸の吊紐に劣化が認められる場合の交換。錠の取り付け。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で根本的な保存修理工事を実施している。土蔵については、令和元年度の保存修理工事によって、第2章に掲げた保存管理上の課題は解決されたため、当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

雪囲の板壁、庇、土壁の外壁については20～30年程度での補修工事が必要になると予想される。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。特に大規模な地震時には、瓦のズレや外壁のヒビの補修工事が予想される。

第4節 石蔵

1 保存対象範囲と保存の方針

(1) 部分の設定と保存の方針

石蔵の部分として、以下のとおり設定する。これら全てを保存部分とする。

- ① 構造部
- ② 1階内部
- ③ 2階内部
- ④ 外部
- ⑤ 屋根

(2) 部位の設定と保存の方針

① 構造部

- 壁石－基準 1
- 鉢巻石－基準 1
- 小屋組－基準 1

② 1階内部

- 床面（コンクリート）－基準 2
- 壁面（石）－基準 1
- 礎石－基準 1
- 開口部建具枠－基準 2
- 開口部建具（板戸）－基準 1
- 開口部建具（裏白戸）－基準 1
- 階段－基準 2
- 階段礎石－基準 2

③ 2階内部

- 床面（板床）－基準 1
- 壁面（石）－基準 1
- 補強鉄骨－基準 4

④ 外部

- 礎石－基準 1
- 壁面（石）－基準 1
- 開口部枠－基準 2
- 開口部網戸－基準 2
- 開口部補強鉄骨－基準 4

⑤ 屋根

- 屋根葺き材（瓦）－基準 2
- 置土－基準 2
- 野地板－基準 2
- 庇（鋼板）－基準 2

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開前は、必要に応じて職員により清掃を行う。公開再開後に、管理人は以下のことに留意して建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。

- ・ 戸車に埃が詰まらないように、板溝は常に清潔に保つ。
- ・ 換気、清掃を行い、不必要なものは置かない。
- ・ 2階開口部は網戸となっており、開口部周りに埃が吹き込むため小まめに清掃する。
- ・ 建物周りの樹木、雑草などの手入れに努める。
- ・ 沢水を引いた洗い場であるカドが隣接することから、大雨時などに溢れて建物に及ばないように整備する。
- ・ 側溝は滞水しないよう、内部にたまった土砂や落葉を定期的に清掃する。

② 日照・通風

原則的には開放しないが、公開前は、職員により必要に応じて開口部の開閉を行う。公開再開後には、管理人により開口部の開閉を行う。

③ 虫害と腐朽の防止

公開前は、職員により清掃時に点検を行う。構造補強材についても、腐朽の有無を目視点検する。公開再開後には、管理人によりこれらの点検を行う。

④ 風水雪害

公開前は、職員により点検を行う。公開再開後に、管理人は以下のことに留意して点検を行い、対応する。

- ・ 積雪・落雪による庇の破損など、き損の早期発見に努める。
- ・ 特に大雨時には、内部に表面水の流入が無いか注意を払う。
- ・ 冬季は積雪により外壁が傷まないよう、必要に応じて合板等で養生する。
- ・ 屋根からの落雪が堆積し、隣接する土蔵の基礎の通気口から、土蔵床下に浸水することが無いよう、除雪を徹底する。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

公開前は工事区域内にあり、関係者以外が敷地内に入ることが無いため施錠しないが、公開再開後には、管理人により施錠管理する。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

保存修理工事で擬石補修した部分の表面的な亀裂、剥離、崩落箇所の補修。

② 床

1階コンクリート土間の小さなヒビ、2階床板のヒビの軽微な補修。

③ 屋根

庇葺材（鋼板）の軽微な補修及び、瓦のズレが生じた場合の修正。

④ 建具

開閉に不具合がある場合の簡易な調整。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で根本的な保存修理工事を実施している。石蔵については、令和元年度及び令和2年度の保存修理工事によって、第2章に掲げた保存管理上の課題は解決されたため、当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

庇については20年程度での補修工事が必要になると予想される。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。特に大規模な地震時には、瓦のズレや外壁のヒビの補修工事が予想される。

第5節 稲荷社

1 保存対象範囲と保存の方針

(1) 部分の設定と保存の方針

稲荷社の部分として、以下のとおり設定する。これら全てを保存部分とする。

- ① 構造部
- ② 内部
- ③ 外部
- ④ 屋根

(2) 部位の設定と保存の方針

現在保存修理工事中で今後部分的に解体等が行われる予定であり、部位の設定とその保存の方針については、計画改定時に記載する。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開再開後には、管理人により以下のことに留意して、建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。

- ・ 開き戸の開閉は丁寧に行い、扉付近の清掃に努める。
- ・ 床板の上は、物を引きずらないようする。
- ・ 縁下には物を入れず、また置かないようにする。
- ・ 建物周りの清掃、樹木、雑草などの手入れに努める。
- ・ 滞水しないよう側溝等を整備する。

② 日照・通風

原則的には開放しないが、公開再開後には、管理人により清掃時に開口部の開閉を行う。

③ 虫害・鳥獣害と腐朽の防止

公開再開後には、管理人により清掃時に点検を行う。木材の虫害の兆候、キツツキによる板壁の穿孔、穿孔された穴からの獣の進入などに留意する。穴を発見した場合は、速やかに塞ぐ処置を行う。

④ 風水雪害

公開再開後には、管理人により点検を行い、き損の早期発見に努める。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

公開前であっても、棟札等の資料や什物類が置かれているため常時施錠する。公開再開後には、管理人により施錠管理する。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

鳥獣害等による、板壁の破損箇所の養生。

② 床

床板のヒビの軽微な補修。

③ 屋根

棧瓦型鉄板の軽微な補修。

④ 建具

開閉に不具合がある場合の簡易な調整。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で根本的な保存修理工事を実施している。稲荷社については、令和5年度までに、第2章に掲げた保存管理上の課題は解決される見込みであるため、その後は当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

現在は棧瓦型鉄板葺きだが、茅葺屋根に復原した場合は、定期的な補修及び葺替工事が必要になると想定される。茅の耐久性は周辺環境や換気などにより大きく変化するため、点検の上必要な措置を講じる。これらの差し茅、屋根葺き替え工事については、国庫補助事業による修理計画を立案するが、緊急対応についてはその限りではない。今回の根本修理において、令和5年度に工事が実施される予定であり、5年を目安に差し茅を実施し、20年に全面葺き替え工事が必要となる。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。茅葺屋根工事にあたっては、対応の迅速性や工事後のメンテナンス及び地域における技術継承の観点から、可能な限り市内の材料と職人を活用する。

第6節 大工小屋

1 保存対象範囲と保存の方針

(1) 部分の設定と保存の方針

大工小屋の部分として、以下のとおり設定する。これら全てを保存部分とする。

- ① 構造部
- ② 内部
- ③ 外部
- ④ 屋根

(2) 部位の設定と保存の方針

現在保存修理工事中で全解体の状態にあり、部位の設定とその保存の方針については、計画改定時に記載する。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開前は職員により、適宜清掃を行い、公開再開後には、管理人により以下のことに留意して、建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。

- ・ 開き戸の開閉は丁寧に行い、敷居や鴨居の清掃に努める。
- ・ 連子窓には障子紙等を貼り、埃、雨、雪が吹き込まないよう養生する。
- ・ 構造補強材（ポリカーボネート板）と、土壁の間にたまった埃を除去する。
- ・ 床板の上は、物を引きずらないようする。
- ・ 縁下には物を入れず、また置かないようにする。
- ・ 建物周りの清掃、樹木、雑草などの手入れに努める。
- ・ 滞水しないよう側溝等を整備する（令和6年度整備予定）。

② 日照・通風

修理後公開前は、原則的には開放しないが、必要に応じて職員が開口部の開閉を行う。公開再開後には、管理人により開口部の開閉を行う。

③ 虫害・腐朽の防止

修理後公開前は、必要に応じて職員が点検する。公開再開後には、管理人により清掃時に点検を行う。木材の虫害の兆候に留意する。梁上に設置する金属製の構造補強材については、定期的に腐朽の有無を目視点検する。ポリカーボネート板は、特に地震後に亀裂等が生じていないか目視点検する。

④ 風水雪害

修理後公開前は、災害発生時に職員が点検する。公開再開後には、管理人により点検を行い、き損の早期発見に努める。過去に裏山からの水流が建物の地盤の一部を押し流した痕跡が確認されたことから、特に大雨時の表面水の流入には注意を払う。冬季は積雪により外壁の土壁が傷まないよう、除雪時に注意を払う。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

公開前は工事区域内にあり、関係者以外が敷地内に入ることが無いため施錠しないが、公開再開後には、管理人により施錠管理する。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

土壁の表面的な亀裂、剥離、崩落箇所などの維持補修。

② 床

床板のヒビの軽微な補修。

③ 屋根

鳥害などにより抜け落ちた茅葺屋根の部分的な差し茅。

④ 建具

開閉に不具合がある場合の簡易な調整。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で根本的な保存修理工事を実施している。大工小屋については、令和4年度までに、第2章に掲げた保存管理上の課題は解決される見込みであるため、当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

茅葺屋根は、定期的な補修及び葺替工事が必要になると想定される。茅の耐久性は周辺環境や換気などにより大きく変化するため、点検の上必要な措置を講じる。これらの差し茅、屋根葺き替え工事については、国庫補助事業による修理計画を立案するが、緊急対応についてはその限りではない。今回の根本修理において、令和4年度に工事が実施される予定であり、5年を目安に差し茅を実施し、20年に全面葺き替え工事が必要となる。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。茅葺屋根工事にあたっては、対応の迅速性や工事後のメンテナンス及び地域における技術継承の観点から、可能な限り市内の材料と職人を活用する。

第7節 ハセ小屋

1 保存対象範囲と保存の方針

ハセ小屋の部分として、以下のとおり設定する。これら全てを保存部分とする。

- ① 構造部
- ② 内部
- ③ 外部
- ④ 屋根

(2) 部位の設定と保存の方針

現在保存修理工事中で全解体の状態にあり、部位の設定とその保存の方針については、計画改定時に記載する。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開前は職員により、公開再開後は管理人により、建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。建物周りについては、清掃、樹木、雑草などの手入れに努めるほか、滞水しないよう側溝等を整備する。三和土の上は、物を引きずらないようする。

② 日照・通風

建具、壁の無い開放的な造りで通風は十分過ぎる程であることから、過剰な吹き込みを防ぐため、茅などを用いて茅壁状に養生し、適宜交換する。

③ 虫害・鳥獣害・腐朽の防止

修理後公開前は、必要に応じて職員が点検する。公開再開後には、管理人により清掃時に点検を行う。木材の虫害の兆候に留意する。開放的な造りであるため、小屋裏に獣が棲み付かないように注意を払う。構造補強材についても、金属製の補強材を用いて構造補強をした場合は、定期的に腐朽の有無、暗色塗装を施した場合は塗装の剥離の有無を目視点検する。塗装が剥離している場合は、塗り直しを行う。構造用合板を使用した場合は腐朽の有無の定期的な目視確認、ポリカーボネート板を使用した場合は、地震後に亀裂の有無の目視確認を行う。

④ 風水雪害

公開再開後には、管理人により点検を行い、強風による屋根茅のめくれなど、き損の早期発見に努める。冬季は積雪によって構造材が傷まないよう、直接触れるのを防ぐため養生する。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

開放的な造りであり、施錠により進入を防ぐことはできないため、貴重品は置かないこととする。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

壁の代わりとする茅などの養生材の交換。

② 床

三和土のヒビ割れ、表面肌別れした箇所部分的な維持補修。塩化マグネシウムまたはニガリを含んだ水を散布して土を柔らかくした後、鋤などで抑え更に玄能で叩きしめる。

③ 屋根

鳥害などにより抜け落ちた茅葺屋根の部分的な差し茅。

④ 構造補強材

補強材に暗色塗装を施した場合は、その塗り直し。年に1度程度定期的な目視点検し、発見した場合に行う。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で根本的な保存修理工事を実施している。ハセ小屋については、令和6年度までに、第2章に掲げた保存管理上の課題は解決される見込みであるため、当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

茅葺屋根は、定期的な補修及び葺替工事が必要になると想定される。茅の耐久性は周辺環境や換気などにより大きく変化するため、点検の上必要な措置を講じる。これらの差し茅、屋根葺き替え工事については、国庫補助事業による修理計画を立案するが、緊急対応についてはその限りではない。今回の根本修理において、令和6年度に工事が実施される予定であり、5年を目安に差し茅を実施し、20年に全面葺き替え工事が必要となる。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。茅葺屋根工事にあたっては、対応の迅速性や工事後のメンテナンス及び地域における技術継承の観点から、可能な限り市内の材料と職人を活用する。

第8節 納屋

1 保存対象範囲と保存の方針

(1) 部分の設定と保存の方針

納屋の部分として、以下のとおり設定する。①を保存部分とし、それ以外は保全部分とする。

- ① 構造部
- ② 旧展示室1内部
- ③ 旧展示室2内部
- ④ 旧展示室3内部
- ⑤ 旧倉庫
- ⑥ 2階内部
- ⑦ 外部
- ⑧ 屋根

(2) 部位の設定と保存の方針

現在保存修理工事中であり、部位の設定とその保存の方針については、計画改定時に記載する。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開前は職員により、公開再開後は管理人により、建物内及び建物周りの清掃・整頓を行う。建物周りについては、清掃、樹木、雑草などの手入れに努めるほか、滞水しないよう側溝等を整備する。

② 日照・通風

修理後公開前は、原則的には開放しないが、必要に応じて職員が開口部の開閉を行う。公開再開後には、管理人により開口部の開閉を行う。

③ 虫害・鳥獣害・腐朽の防止

修理後公開前は、必要に応じて職員が点検する。公開再開後には、管理人により清掃時に点検を行う。木材の虫害の兆候に留意する。小屋裏に獣が棲み付かないように注意を払う。構造補強材についても、金属製の補強材を用いて構造補強をした場合は、定期的に腐朽の有無、暗色塗装を施した場合は塗装の剥離の有無を目視点検する。塗装が剥離している場合は、塗り直しを行う。構造用合板を使用した場合は腐朽の有無の定期的な目視確認を行う。

④ 風水雪害

公開再開後には、管理人により点検を行い、き損の早期発見に努める。冬季は屋根からの落雪に注意を払う。

⑤ 盗難・防火等の事故防止

保存修理工事中は、道具等の保管場所として利用しているため、施工業者によって施錠管理する。公開再開後には、管理人により施錠管理する。詳細は第6章防災・防犯計画に記載する。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況

を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。

① 外壁・内壁

モルタル壁の軽微なヒビの補修。

② 床

コンクリート土間の軽微なヒビの補修。

③ 建具

開閉に不具合がある場合の調整。

④ 構造補強材

補強材に暗色塗装を施した場合は、その塗り直し。年に1度程度定期的を目視点検し、発見した場合に行う。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

平成28年度から令和7年度までの計画で保存修理工事を実施している。納屋については、部分修理によって令和6年度までに、第2章に掲げた保存管理上の課題は解決される見込みであるため、当面大規模な修理を要しない。

(2) 今後の保存修理計画

鋼板葺の屋根は、定期的な塗装の塗り直しなどの補修が必要になると想定され、点検の上必要な措置を講じる。塗り直しや補修工事については、他の建物の差し茅などとともに国庫補助事業による修理計画を立案するが、緊急対応についてはその限りではない。今回の根本修理において、令和6年度に工事が実施される予定であり、10年を目安に塗装の塗り直しを実施する。また、災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、速やかに復旧に努める。

第9節 鳥居（石造）

1 保存対象範囲と保存の方針

全ての部材の形状、材質、仕上げ、色彩を物理的に保存し、材料自体の保存を行う。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開再開後には、管理人により工作物周りの清掃・整頓を行う。周りについては、清掃、樹木、雑草などの手入れに努める。

② 風水雪害

公開再開後には、管理人により点検を行い、き損の早期発見に努める。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない日常管理の範囲で行う小規模な修繕について示す。実施する際には、事前事後それぞれ写真撮影などを行い記録する。職人に依頼して実施しようとする場合は、遠野市は事前に状況を把握し、岩手県教育委員会及び文化庁に連絡して、取り扱いを相談する。
注連縄の交換、ヒビの軽微な補修。掲額の補修。

3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

健全な状態であるため、修理の必要はない。大地震後があった場合は、倒壊の恐れが無いか、入念に点検を行い、異常を発見した場合は周囲を立入禁止とし、速やかに対策を講じる。

第10節 石垣

1 保存対象範囲と保存の方針

主屋前面石垣の上下段、稲荷社石垣、大工小屋石垣が該当する。これらについて、位置、規模、形態、材質、仕上げの保存を行う。今回の修理工事において、すでに主屋正面直下の修理を実施した。稲荷社及び大工小屋の敷地を構成する石垣についても一部修理を実施する。これらの修理後は、当面大規模な修理は必要ないが、災害等で崩落した際は速やかに復旧する。

2 管理計画

(1) 管理方法

① 清掃・整頓

公開再開後には、管理人により工作物周りの清掃・整頓を行う。周りについては、清掃、樹木、雑草などの手入れに努める。

② 風水雪害

公開再開後には、管理人により点検を行い、き損の早期発見に努める。

(2) 軽微な修繕

修理届を要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について示す。
なし。

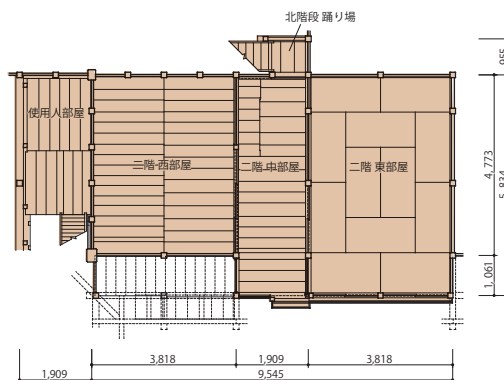
3 修理計画

(1) 当面必要な修理の措置

今回の修理工事において修理を実施し、健全な状態であるため、当面修理の必要はない。大地震後があった場合は、崩落の有無もしくはその兆候が無いか点検を行い、発見した場合は速やかに対策を講じる。



写真 4-1 修理を終えた主屋前面石垣



凡例
 保存部分

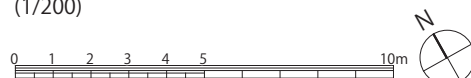


図4-1 部分の設定 主屋

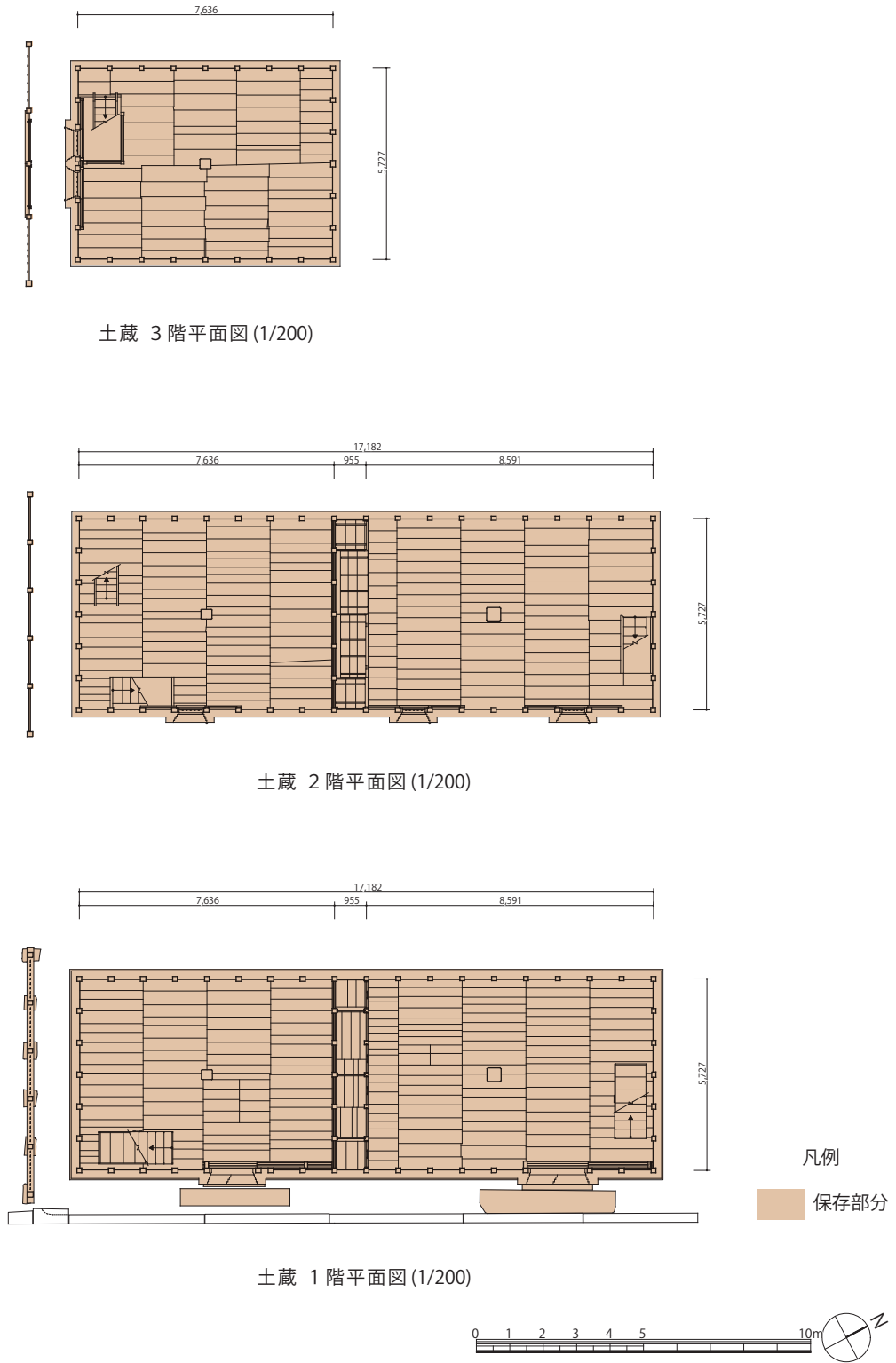
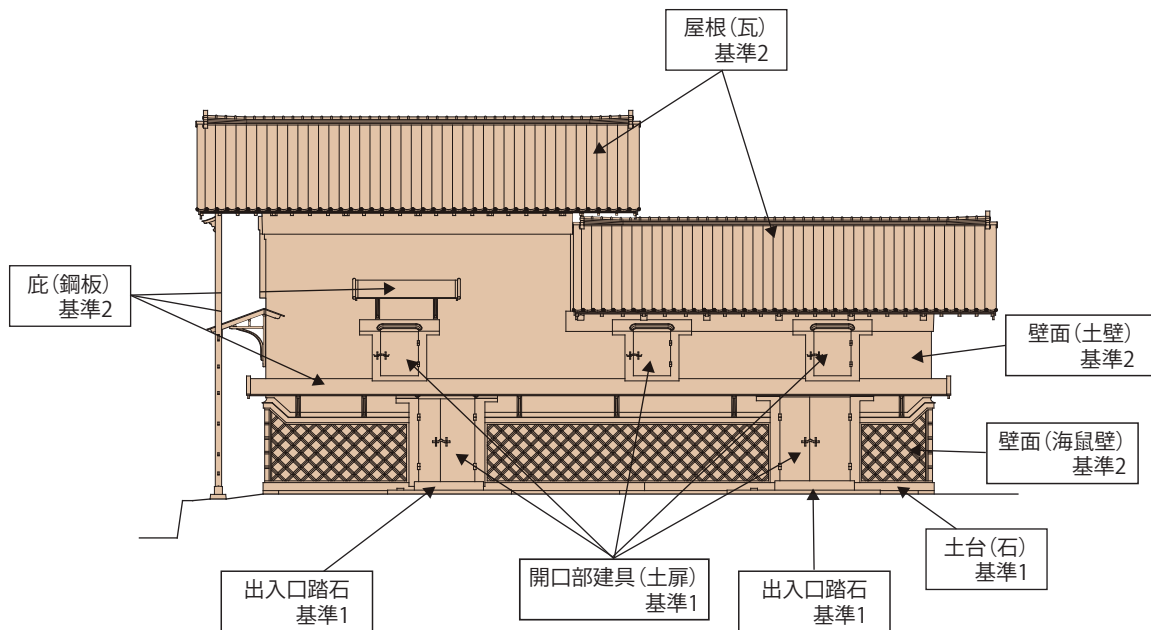
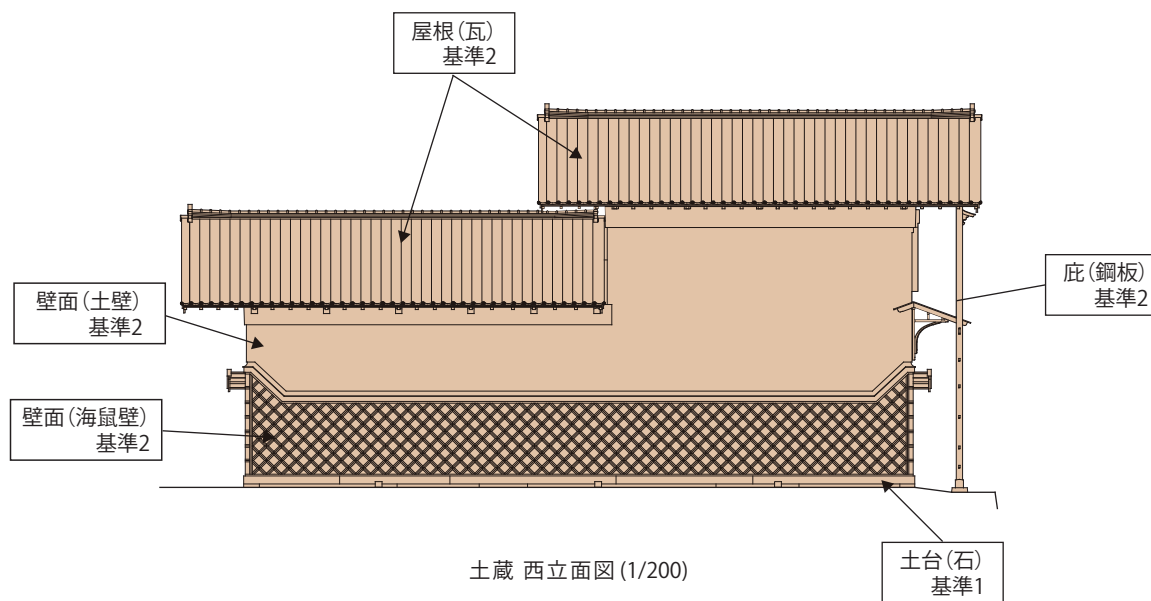


図4-2 部分の設定 土蔵



土蔵 東立面図 (1/200)



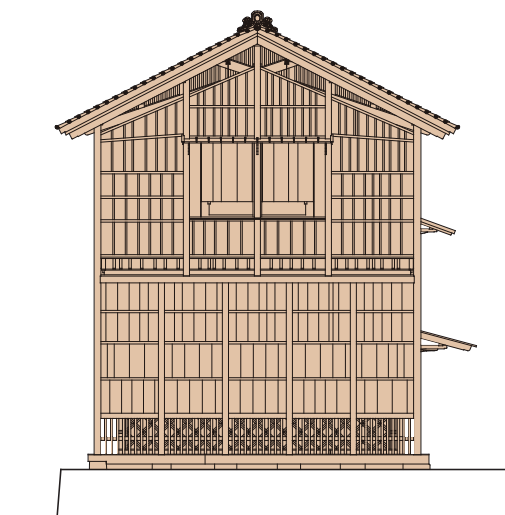
土蔵 西立面図 (1/200)

凡例

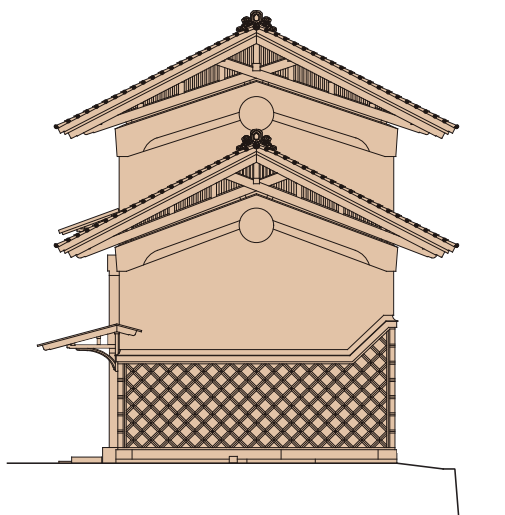
保存部分



図 4-3 部位の設定 土蔵外部 1



土蔵 南立面図 (1/200)



土蔵 北立面図 (1/200)

凡例

保存部分

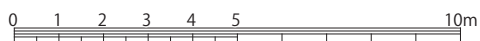
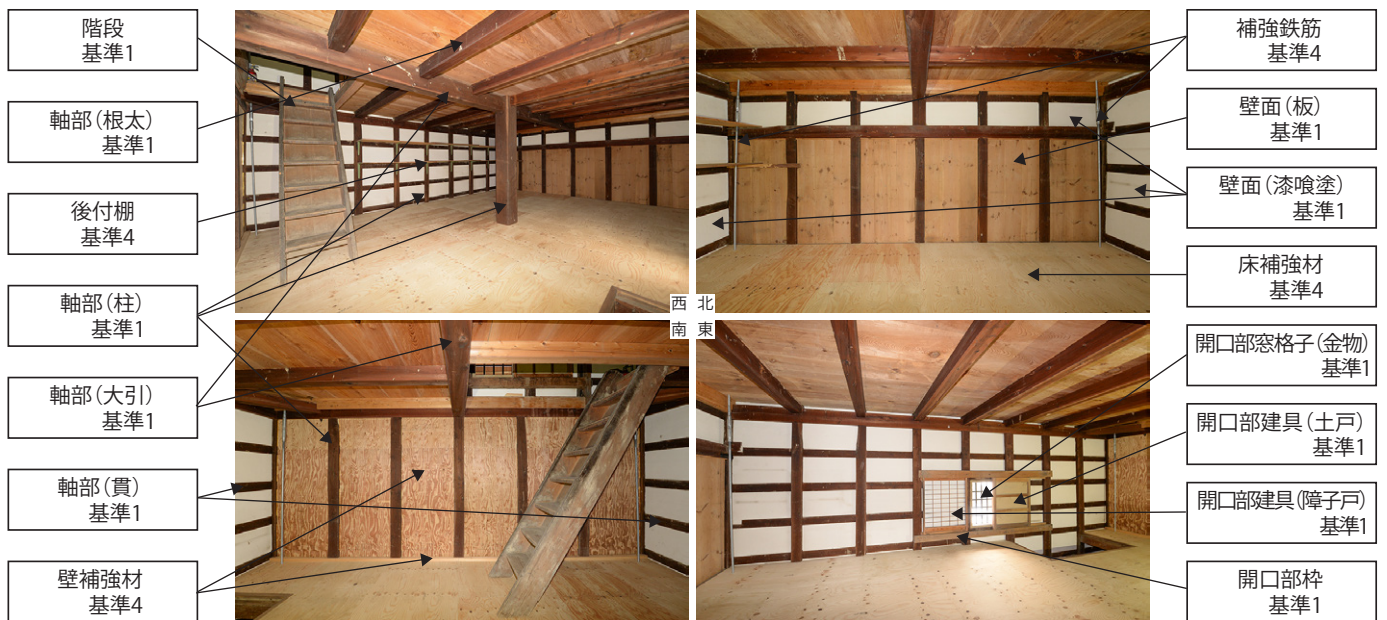


図4-4 部位の設定 土蔵外部2



土蔵 三階蔵1階内部



土蔵 三階蔵2階内部

図 4-5 部位の設定 土蔵内部 1



土蔵 三階蔵3階内部



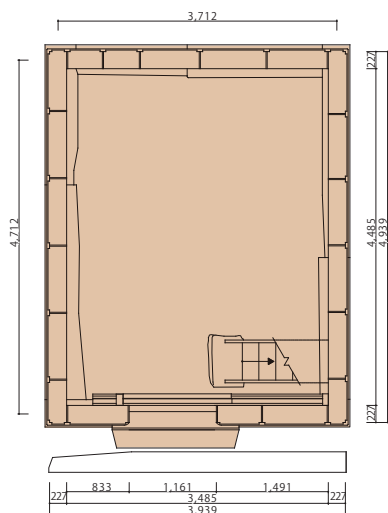
土蔵 二階蔵1階内部

図4-6 部位の設定 土蔵内部2

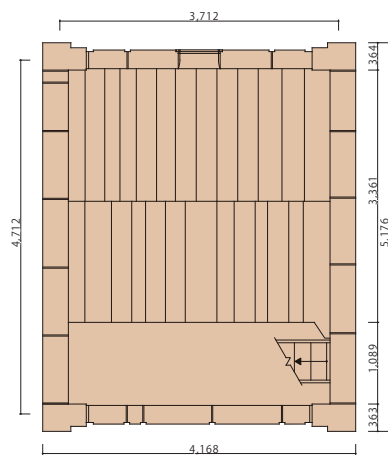


土蔵 二階蔵2階内部

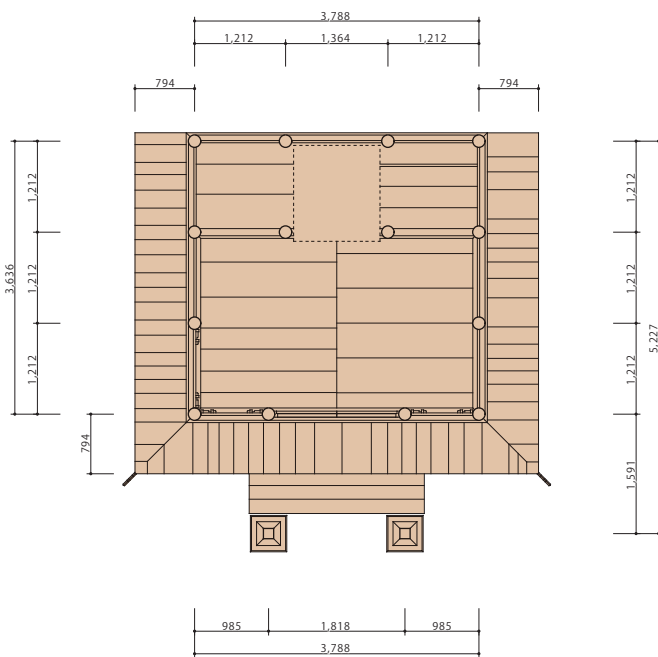
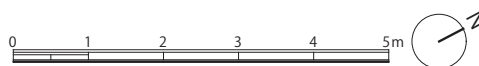
図4-7 部位の設定 土蔵内部3



石蔵 1階平面図(1/100)



石蔵 2階平面図(1/100)



稲荷社 平面図(1/100)

凡例
 保存部分

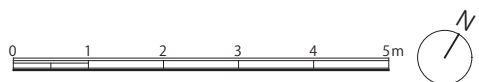
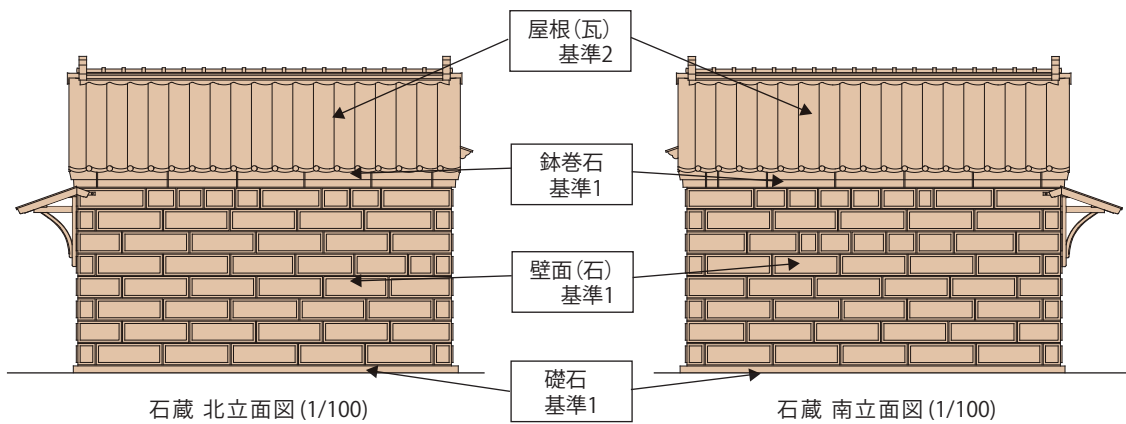
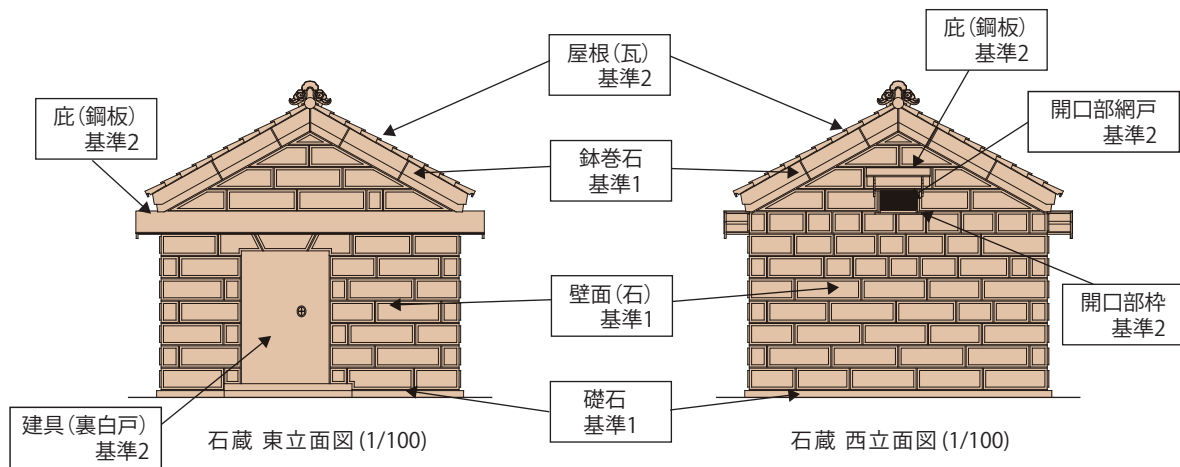


図 4-8 部分の設定 石蔵・稲荷社



凡例

保存部分



図 4-9 部位の設定 石蔵外部

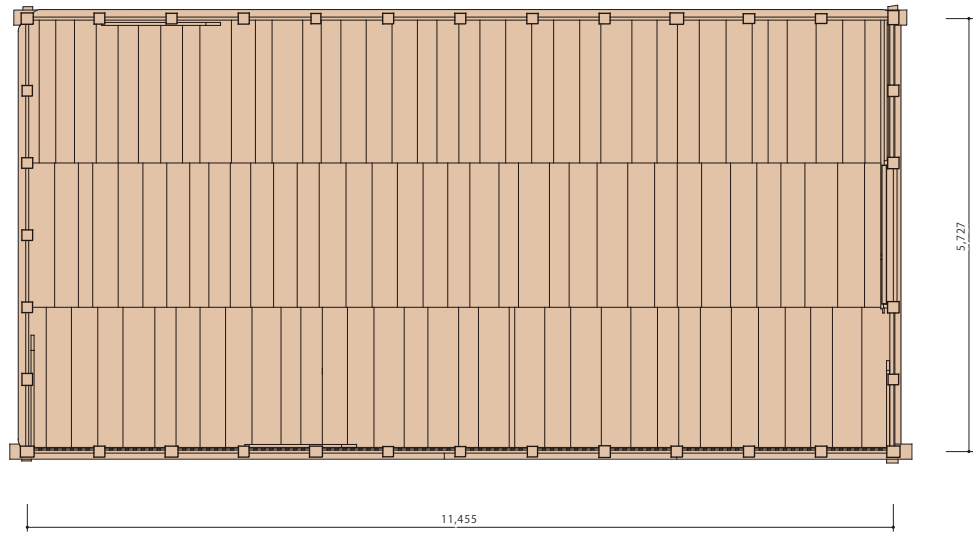


石蔵 1階内部

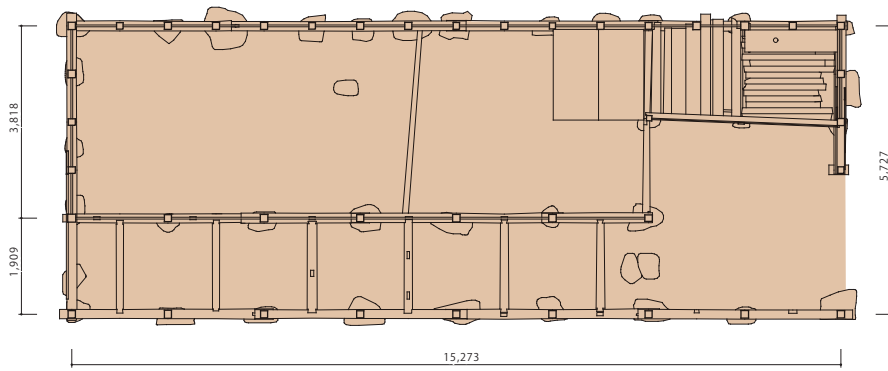


石蔵 2階内部

図4-10 部位の設定 石蔵内部



大工小屋 平面図 (1/100)



ハセ小屋 平面図 (1/150)

凡例

保存部分

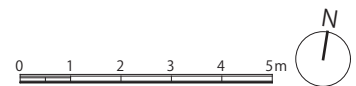
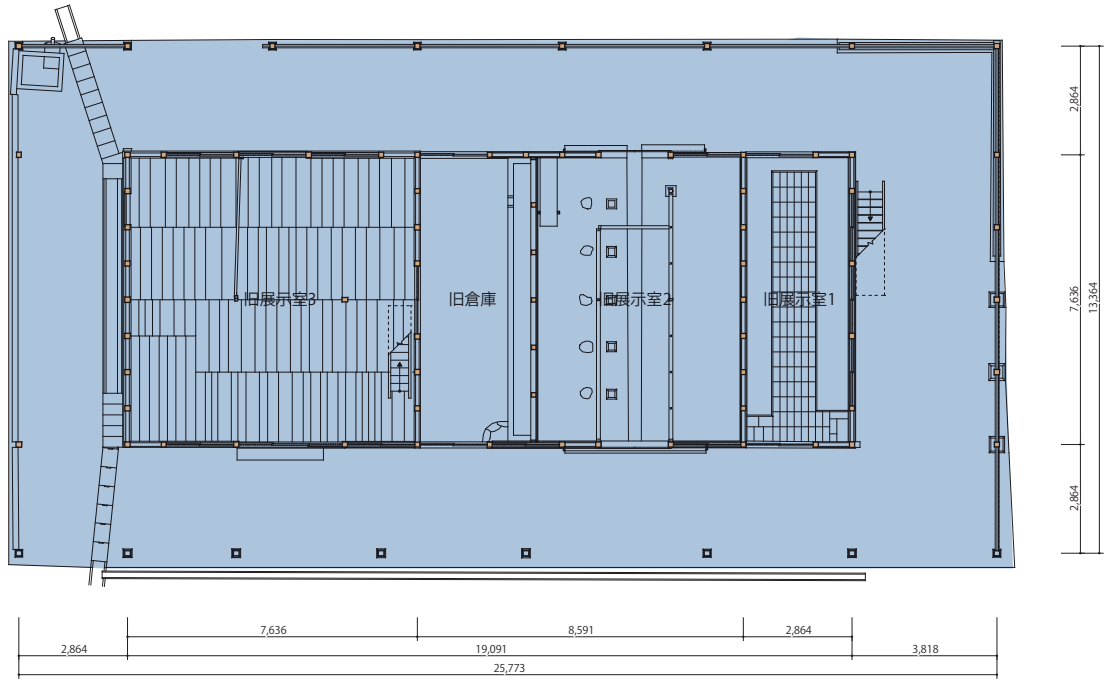
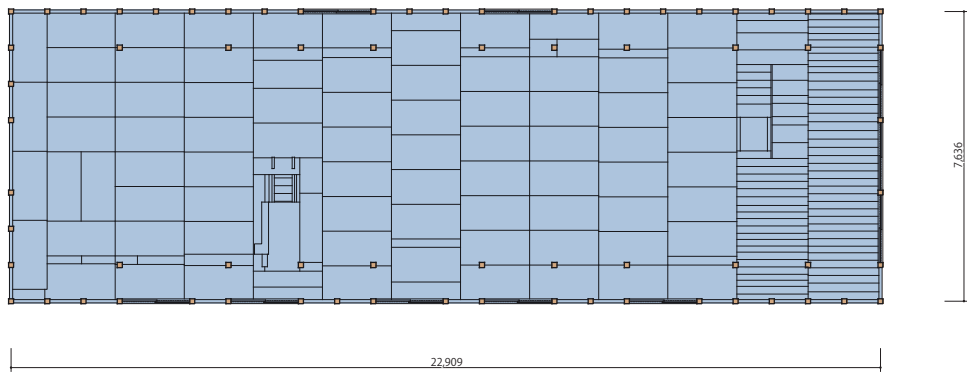


図4-11 部分の設定 大工小屋・ハセ小屋



納屋 1階平面図 (1/200)



納屋 2階平面図 (1/200)

凡例

- 保存部分
- 保全部分



図 4-12 部分の設定 納屋